

官製談合防止法違反事件に係る調査結果（概要）

経緯

調査

1 県に対する通報等

(1) 官製談合に係る通報

平成28年9月28日～10月4日、談合情報提供者（E氏）から、「東葛飾土木事務所が発注する『平成28年度県単地域排水路整備工事（その1）』ほか複数の工事について、東葛飾土木事務所の所長（職員A）及び維持課長（職員B）が事業者Dに入札情報を漏洩している」との官製談合情報が寄せられた。

(2) 業者からの接待に係る通報

平成28年10月3日～4日、E氏から、「事業者Dの取締役（C氏）が9月に、東葛飾土木事務所など複数の事務所の職員を接待している」との情報が寄せられた。

(3) 通報者情報等の漏洩に係る通報

平成29年3月31日～4月5日、E氏から、「県土整備部と水道局への通報時に使用仮名等が事業者Dに漏れている」との情報が寄せられた。

2 県の初動対応

(1) 官製談合に係る調査等（県土整備部で実施）

- ①公正入札調査委員会で審議の上、通報内容を公正取引委員会及び検査機関へ通報
- ②職員の調査（平成29年3月）……職員A、Bとも情報漏洩を否定
- ③事業者Dの調査（平成29年3月）…入札情報の入手を否定

<工事概要>

工事名	平成28年度県単地域排水路整備工事（その1）
入札方式	一般競争入札（総合評価型）
契約概要	契約：平成28年9月1日 落札額：113,940,000円（税込） 工期：平成28年9月2日～平成29年2月9日まで

(2) 業者からの接待に係る調査（県土整備部で実施）

平成29年3月、会食に参加したとされる職員を調査したところ、C氏と県職員が同席する会食が6月にも行われていたことが判明したため、両方の会食を調査した。

<聴取概要>

開催日	平成28年6月17日	平成28年9月13日
場所	千葉市内の飲食店	千葉市内の飲食店
参加者	県議1人（F議員） 事業者Dの役員C氏 県職員13人	県議1人（G議員） 事業者Dの役員C氏 県職員9人
支払	会費制で5千円	会費制で5千円～1万円
その他	コンパニオン同席との証言あり C氏の同席を事前に把握せず	コンパニオン同席との証言あり C氏の同席を事前に把握せず

(3) 通報者情報等の漏洩に係る調査（県土整備部と水道局で実施）

平成29年4月に、E氏から通報された談合情報に接することのできた職員に対する調査を行ったが、漏洩の事実は確認できなかった。

3 職員の逮捕・起訴

	職員A	職員B
29年11月23日	逮捕	逮捕
29年12月13日	起訴	略式命令罰金80万円
30年3月26日	判決（懲役1年6月（執行猶予3年））	

<起訴事実>

- ①予定価格の教示（職員A）
- ②入札参加業者の教示（職員A）
- ③技術評価点の教示（職員A）
- ④調査基準価格の教示（職員A・職員B）

4 再調査

（調査時期：平成29年12月～平成30年5月）

(1) 官製談合に係る再調査（県土整備部・水道局・企業土地管理局で実施）

逮捕・起訴事案について、職員A・Bに再調査したところ、起訴事実と同様的回答を得た。

また、逮捕・起訴事案以外に、職員A・Bや事業者Dが関与・受注した工事で入札情報の漏洩等が行われていないかを確認するため、職員A・Bが過去に勤務した所属や事業者Dに工事を発注した所属の職員等に対する調査を行ったところ、違法な事実は確認されなかった。

① 起訴事実及び逮捕職員が関与する他の工事に関する調査

- ・職員A……起訴事実を認めるとともに、「27年度工事でもC氏へ教示した」と回答（※C氏は公判で否定）
- ・職員B……起訴事実は認め、他には入札情報の漏洩は行っていないとの回答
- ・C氏……調査への協力を拒否
- ・事業者D……当時の状況がわからず、協力困難と回答
- ・職員A・Bが過去に勤務した所属の職員（回答者110人）…「事件発生時期に、職員BがC氏と別室に移動していた」との証言があつたが、それ以外では不審な行動があつたとの証言はなかつた。

② 事業者Dが受注した他の工事に関する調査

- ・事業者Dに発注した所属の職員（回答者600人）…事業者Dに情報漏洩したとの事実は確認されなかつた。
- ・C氏……調査への協力を拒否
- ・事業者D……当時の状況がわからず、協力困難と回答

逮捕された職員……A、B
逮捕された取締役……C
事業者……D
談合情報提供者……E
議員……F、G

<要因・背景等>

- 職員のコンプライアンス意識の欠如（不徹底）
- コンプライアンス意識を浸透させるための体制の不備
- 相談機能・環境の不備
- 日常における事業者との接触、事業者への過剰な配慮
- 入札制度や入札事務における不備

(2) 業者からの接待に係る再調査（総務部で実施）

いずれの会食も、一部関係者の協力が得られなかつたため、主催者や総費用が判明しないものの、職員の負担額が過少だった可能性が高い。
また、職員の多くが、過少だったと感じていたにもかかわらず確認を行わないまま過ごしたことは、注意を欠き、適切な対応とは言えないものだつた。

・会食に参加した職員の聴取概要

	6月の会食（13人）	9月の会食（9人）
会の趣旨	全員が議員との意見交換と認識	全員が議員との意見交換と認識
主催者	全員が主催を否定し、「誘われた」と回答	全員が主催を否定し、「誘われた」と回答
コンパニオン等	コンパニオンと土産の存在が推認される	コンパニオンと土産の存在が推認される
職員の負担額	会費は5千円と推認される 5千円では不足するとの認識を持つ者が多い	会費は5千円と推認される 5千円では不足するとの認識を持つ者が多い
C氏の同席	「同席は事前には知らされていなかった」と回答	「同席は事前には知らされていなかった」と回答

- ・C氏……調査への協力を拒否
- ・事業者D……当時の状況がわからず、協力困難と回答
- ・飲食店……回答なし
- ・F議員……県職員との情報交換会との認識であり、主催者ではなく、C氏から呼びかけられたと回答
- ・G議員……調査に協力できることはない旨の回答

<要因・背景>

- 職員のコンプライアンス意識（利害関係者と飲食する際の費用負担等）の不徹底

(3) 通報者情報等の漏洩に係る再調査（総務部で実施）

職員から情報漏洩したとの申出はなかつたが、一部関係者の協力が得られなかつたため、疑いを完全に払拭することはできなかつた。
なお、一部の職員において、職場や家庭での雑談など情報管理に対する認識の甘さが認められた。

- ・知事部局及び水道局の職員（回答者95人）…情報漏洩の事実は確認できなかつたが、一部、職場等での雑談等が認められた。
- ・C氏……調査への協力を拒否
- ・事業者D……当時の状況がわからず、協力困難と回答

<要因・背景>

- 職員のコンプライアンス意識（情報管理）の不徹底

5 公共工事に係る日常業務における外部とのやりとり等に関する調査（総務部で実施）

※ 今後の再発防止策の検討に活かすことを目的に、建設工事等の設計や積算等を行う所属の職員を対象に、無記名によるアンケート調査を実施（回答者407人）

利害関係者やOB等から働きかけを受けたり、特定の業者と飲食を共にしたことがあるとの回答が、それぞれ回答者の約1割からあつた。
一部、適切さを欠く対応をした可能性のある回答があつた。

(1) 外部からの違法・不当な働きかけについて（回答数：33人・50件）

- ・働きかけを行つた者……「利害関係者」33件、「利害関係者・OB」5件、「利害関係者・その他」1件、「OB」5件、「議員」6件
- ・対応状況……「組織的に対応し断つた」15件、「個人で対応し断つた」27件、「個人で対応し断つた・その他」2件、「その他」6件

※上記の内「適切さを欠く可能性のあるもの」
2件 [・予定価格を聞き出そうとするOBに対し、断つた。一方、大まかなヒントを与えた。
・入札の事前準備として行った参考見積書の依頼先を聞き出そうとするOBに対し、教えてしまつた。]



<取り組むべき課題>

- 外部との適切な関係の確保

(2) 特定の業者との飲食について（回答数：32人・42件）

- ・飲食の趣旨……「OBを含む懇親会」28件、「県議等との意見交換を目的とした会食に業者が同席」5件、「特定の業者との会食」3件、その他6件
- ・費用確認の状況……「主催者に聞き取る等で確認」22件、「適切と思ったので確認せず」12件、「過少と思ったが確認できなかつた」6件、その他2件